

福岡県有明海地区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有区第1号	柳川漁業協同組合	柳川市昭南町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ)北緯33度08分20.8秒 東経130度21分37.8秒の点 (ロ)北緯33度08分14.7秒 東経130度21分38.9秒の点 (ハ)北緯33度08分15.0秒 東経130度21分45.1秒の点 (ニ)北緯33度08分21.1秒 東経130度21分43.9秒の点	第一種区画漁業	かきひび建養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	柳川市(三橋町及び大和町を除く)	
有区第2号	福岡有明海漁業協同組合連合会	柳川市橋本町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ)北緯33度07分37.5秒 東経130度21分57.0秒の点 (ロ)北緯33度07分15.9秒 東経130度21分54.0秒の点 (ハ)北緯33度07分07.9秒 東経130度21分51.2秒の点 (ニ)北緯33度07分04.3秒 東経130度21分45.1秒の点 (ホ)北緯33度07分04.5秒 東経130度21分35.2秒の点 (ヘ)北緯33度07分25.7秒 東経130度21分34.0秒の点 (ト)北緯33度07分59.4秒 東経130度21分34.1秒の点 (チ)北緯33度07分59.4秒 東経130度21分36.1秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第3号	福岡有明海漁業協同組合連合会	柳川市橋本町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ)北緯33度07分16.8秒 東経130度22分13.0秒の点 (ロ)北緯33度05分46.8秒 東経130度21分49.6秒の点 (ハ)北緯33度05分51.8秒 東経130度21分40.8秒の点 (ニ)北緯33度07分31.7秒 東経130度21分59.6秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第4号	福岡有明海漁業協同組合連合会	柳川市橋本町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ)北緯33度06分32.1秒 東経130度22分53.5秒の点 (ロ)北緯33度05分48.3秒 東経130度21分51.2秒の点 (ハ)北緯33度07分15.6秒 東経130度22分13.4秒の点 (ニ)北緯33度06分59.7秒 東経130度22分27.9秒の点 (ホ)北緯33度06分53.4秒 東経130度22分24.3秒の点 (ヘ)北緯33度06分46.2秒 東経130度22分35.7秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第5号	福岡有明海漁業協同組合連合会	柳川市橋本町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ)北緯33度06分14.3秒 東経130度23分02.0秒の点 (ロ)北緯33度05分59.8秒 東経130度22分42.8秒の点 (ハ)北緯33度06分13.7秒 東経130度22分28.3秒の点 (ニ)北緯33度06分27.7秒 東経130度22分48.5秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有区第6号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市橋本町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし、(ロ)、(ハ)、(ル)、(ヲ)及び(ロ)の各点並びに(ニ)、(ホ)、(リ)、(ヌ)及び(ニ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。) (イ) 北緯33度05分59.0秒 東経130度22分41.9秒の点 (ロ) 北緯33度05分46.0秒 東経130度22分24.0秒の点 (ハ) 北緯33度05分45.2秒 東経130度22分23.0秒の点 (ニ) 北緯33度05分32.2秒 東経130度22分05.5秒の点 (ホ) 北緯33度05分31.6秒 東経130度22分04.7秒の点 (ヘ) 北緯33度05分24.4秒 東経130度21分55.2秒の点 (ト) 北緯33度05分39.1秒 東経130度21分53.0秒の点 (チ) 北緯33度05分43.3秒 東経130度21分50.4秒の点 (リ) 北緯33度05分44.1秒 東経130度21分51.6秒の点 (ヌ) 北緯33度05分46.8秒 東経130度21分50.0秒の点 (ル) 北緯33度05分59.5秒 東経130度22分07.9秒の点 (ヲ) 北緯33度06分00.3秒 東経130度22分09.0秒の点 (ワ) 北緯33度06分12.9秒 東経130度22分27.2秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市、瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第7号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市橋本町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度05分57.1秒 東経130度23分20.4秒の点 (ロ) 北緯33度05分40.8秒 東経130度23分02.7秒の点 (ハ) 北緯33度05分59.1秒 東経130度22分43.7秒の点 (ニ) 北緯33度06分13.4秒 東経130度23分02.9秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市、瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第8号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市橋本町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)、(カ)、(コ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし、(ハ)、(ニ)、(ワ)、(カ)及び(ハ)の各点並びに(ト)、(チ)、(ル)、(ヲ)及び(ト)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。) (イ) 北緯33度05分40.1秒 東経130度23分01.6秒の点 (ロ) 北緯33度05分31.8秒 東経130度22分45.5秒の点 (ハ) 北緯33度05分28.6秒 東経130度22分42.4秒の点 (ニ) 北緯33度05分27.7秒 東経130度22分41.6秒の点 (ホ) 北緯33度05分23.4秒 東経130度22分37.4秒の点 (ヘ) 北緯33度05分17.9秒 東経130度22分32.2秒の点 (ト) 北緯33度05分12.1秒 東経130度22分26.6秒の点 (チ) 北緯33度05分11.2秒 東経130度22分26.1秒の点 (リ) 北緯33度04分53.3秒 東経130度22分01.9秒の点 (ヌ) 北緯33度05分22.2秒 東経130度21分55.6秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市、瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第9号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度05分24.8秒 東経130度23分19.1秒の点 (ロ) 北緯33度05分16.3秒 東経130度23分10.0秒の点 (ハ) 北緯33度05分31.6秒 東経130度22分50.1秒の点 (ニ) 北緯33度05分37.3秒 東経130度23分03.1秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市、瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第10号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度05分15.5秒 東経130度23分09.0秒の点 (ロ) 北緯33度04分53.0秒 東経130度22分44.7秒の点 (ハ) 北緯33度05分08.4秒 東経130度22分24.8秒の点 (ニ) 北緯33度05分31.0秒 東経130度22分48.8秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市、瀬高町及び高田町並びに大牟田市	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有区第11号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし(ロ)、(ハ)、(ル)、(ヲ)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。) (イ) 北緯33度04分51.7秒 東経130度22分43.4秒の点 (ロ) 北緯33度04分30.9秒 東経130度22分21.0秒の点 (ハ) 北緯33度04分27.7秒 東経130度22分20.0秒の点 (ニ) 北緯33度04分05.6秒 東経130度21分55.9秒の点 (ホ) 北緯33度04分11.7秒 東経130度21分48.7秒の点 (ヘ) 北緯33度04分29.4秒 東経130度21分51.3秒の点 (ト) 北緯33度04分21.5秒 東経130度22分01.7秒の点 (チ) 北緯33度04分22.8秒 東経130度22分03.1秒の点 (リ) 北緯33度04分31.8秒 東経130度21分51.5秒の点 (ヌ) 北緯33度04分39.1秒 東経130度21分52.6秒の点 (ル) 北緯33度04分44.6秒 東経130度21分59.9秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市、瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第12号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度05分09.3秒 東経130度23分42.9秒の点 (ロ) 北緯33度04分59.2秒 東経130度23分32.0秒の点 (ハ) 北緯33度05分15.3秒 東経130度23分11.2秒の点 (ニ) 北緯33度05分25.4秒 東経130度23分22.2秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市、瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第13号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分58.2秒 東経130度23分31.0秒の点 (ロ) 北緯33度04分36.1秒 東経130度23分06.9秒の点 (ハ) 北緯33度04分52.1秒 東経130度22分46.1秒の点 (ニ) 北緯33度05分14.6秒 東経130度23分10.3秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市、瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第14号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし(ロ)、(ハ)、(ヌ)、(ル)及び(ロ)の各点並びに(ニ)、(ホ)、(チ)、(リ)及び(ニ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。) (イ) 北緯33度04分34.7秒 東経130度23分05.4秒の点 (ロ) 北緯33度04分13.9秒 東経130度22分43.0秒の点 (ハ) 北緯33度04分11.3秒 東経130度22分41.2秒の点 (ニ) 北緯33度03分48.4秒 東経130度22分16.5秒の点 (ホ) 北緯33度03分47.6秒 東経130度22分15.6秒の点 (ヘ) 北緯33度03分36.7秒 東経130度22分03.9秒の点 (ト) 北緯33度04分01.1秒 東経130度21分46.5秒の点 (チ) 北緯33度04分10.0秒 東経130度21分47.9秒の点 (リ) 北緯33度04分04.9秒 東経130度21分56.9秒の点 (ヌ) 北緯33度04分26.9秒 東経130度22分21.1秒の点 (ル) 北緯33度04分29.9秒 東経130度22分22.3秒の点 (ヲ) 北緯33度04分50.7秒 東経130度22分44.6秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市、瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第15号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度05分04.3秒 東経130度24分06.8秒の点 (ロ) 北緯33度04分46.9秒 東経130度23分47.9秒の点 (ハ) 北緯33度04分58.2秒 東経130度23分33.2秒の点 (ニ) 北緯33度05分15.5秒 東経130度23分52.0秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市、瀬高町及び高田町並びに大牟田市	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有区第16号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分46.0秒 東経130度23分46.9秒の点 (ロ) 北緯33度04分23.6秒 東経130度23分22.8秒の点 (ハ) 北緯33度04分35.1秒 東経130度23分08.2秒の点 (ニ) 北緯33度04分57.2秒 東経130度23分32.3秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第17号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分22.3秒 東経130度23分21.4秒の点 (ロ) 北緯33度04分01.4秒 東経130度22分59.0秒の点 (ハ) 北緯33度04分12.8秒 東経130度22分44.2秒の点 (ニ) 北緯33度04分33.8秒 東経130度23分06.7秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第18号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし(ロ)、(ハ)、(ヘ)、(ト)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。) (イ) 北緯33度03分58.7秒 東経130度22分57.2秒の点 (ロ) 北緯33度03分36.1秒 東経130度22分32.7秒の点 (ハ) 北緯33度03分35.2秒 東経130度22分31.8秒の点 (ニ) 北緯33度03分20.2秒 東経130度22分15.6秒の点 (ホ) 北緯33度03分35.2秒 東経130度22分05.0秒の点 (ヘ) 北緯33度03分46.4秒 東経130度22分17.1秒の点 (ト) 北緯33度03分47.2秒 東経130度22分18.1秒の点 (チ) 北緯33度04分10.0秒 東経130度22分42.7秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第19号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分51.3秒 東経130度24分24.0秒の点 (ロ) 北緯33度04分33.6秒 東経130度24分05.0秒の点 (ハ) 北緯33度04分45.8秒 東経130度23分49.1秒の点 (ニ) 北緯33度05分03.3秒 東経130度24分08.1秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第20号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分32.7秒 東経130度24分04.1秒の点 (ロ) 北緯33度04分10.5秒 東経130度23分39.8秒の点 (ハ) 北緯33度04分22.7秒 東経130度23分24.1秒の点 (ニ) 北緯33度04分45.0秒 東経130度23分48.1秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有区第21号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分09.1秒 東経130度23分38.4秒の点 (ロ) 北緯33度03分48.4秒 東経130度23分15.8秒の点 (ハ) 北緯33度04分00.5秒 東経130度23分00.2秒の点 (ニ) 北緯33度04分21.3秒 東経130度23分22.7秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第22号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし(ロ)、(ハ)、(ヘ)、(ト)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。) (イ) 北緯33度03分46.0秒 東経130度23分13.5秒の点 (ロ) 北緯33度03分23.7秒 東経130度22分49.2秒の点 (ハ) 北緯33度03分22.7秒 東経130度22分48.2秒の点 (ニ) 北緯33度03分03.7秒 東経130度22分27.4秒の点 (ホ) 北緯33度03分19.2秒 東経130度22分16.4秒の点 (ヘ) 北緯33度03分34.4秒 東経130度22分32.9秒の点 (ト) 北緯33度03分35.3秒 東経130度22分33.8秒の点 (チ) 北緯33度03分57.9秒 東経130度22分58.3秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第23号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分41.0秒 東経130度24分37.9秒の点 (ロ) 北緯33度04分24.0秒 東経130度24分31.9秒の点 (ハ) 北緯33度04分18.0秒 東経130度24分25.5秒の点 (ニ) 北緯33度04分32.5秒 東経130度24分06.2秒の点 (ホ) 北緯33度04分50.3秒 東経130度24分25.3秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第24号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分16.9秒 東経130度24分24.4秒の点 (ロ) 北緯33度03分54.7秒 東経130度24分00.2秒の点 (ハ) 北緯33度04分09.5秒 東経130度23分41.1秒の点 (ニ) 北緯33度04分31.7秒 東経130度24分05.3秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第25号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分53.4秒 東経130度23分58.7秒の点 (ロ) 北緯33度03分32.5秒 東経130度23分36.2秒の点 (ハ) 北緯33度03分47.4秒 東経130度23分17.1秒の点 (ニ) 北緯33度04分08.2秒 東経130度23分40.0秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有区第26号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分30.3秒 東経130度23分33.7秒の点 (ロ) 北緯33度03分08.3秒 東経130度23分09.6秒の点 (ハ) 北緯33度03分22.9秒 東経130度22分50.2秒の点 (ニ) 北緯33度03分45.2秒 東経130度23分14.5秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第27号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分07.3秒 東経130度23分08.6秒の点 (ロ) 北緯33度02分43.0秒 東経130度22分42.2秒の点 (ハ) 北緯33度03分02.7秒 東経130度22分28.1秒の点 (ニ) 北緯33度03分22.0秒 東経130度22分49.2秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第28号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分20.3秒 東経130度24分30.0秒の点 (ロ) 北緯33度03分56.0秒 東経130度24分23.9秒の点 (ハ) 北緯33度03分43.4秒 東経130度24分15.0秒の点 (ニ) 北緯33度03分53.7秒 東経130度24分01.5秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第29号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分41.8秒 東経130度24分13.8秒の点 (ロ) 北緯33度03分17.1秒 東経130度23分56.3秒の点 (ハ) 北緯33度03分31.5秒 東経130度23分37.3秒の点 (ニ) 北緯33度03分52.4秒 東経130度24分00.1秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第30号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分14.9秒 東経130度23分53.7秒の点 (ロ) 北緯33度02分52.0秒 東経130度23分30.6秒の点 (ハ) 北緯33度03分07.4秒 東経130度23分10.6秒の点 (ニ) 北緯33度03分29.5秒 東経130度23分34.8秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有区第31号	福岡県明海漁業協同組合連合会	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度02分51.1秒 東経130度23分29.7秒の点 (ロ) 北緯33度02分29.0秒 東経130度23分07.3秒の点 (ハ) 北緯33度02分31.0秒 東経130度23分04.9秒の点 (ニ) 北緯33度02分26.3秒 東経130度22分54.0秒の点 (ホ) 北緯33度02分42.0秒 東経130度22分42.9秒の点 (ヘ) 北緯33度03分06.4秒 東経130度23分09.6秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで (のり養殖業) 1月1日から12月31日まで(かき垂下式養殖業)	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第32号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分50.9秒 東経130度24分28.0秒の点 (ロ) 北緯33度03分41.8秒 東経130度24分32.4秒の点 (ハ) 北緯33度03分34.4秒 東経130度24分32.4秒の点 (ニ) 北緯33度03分18.8秒 東経130度24分26.3秒の点 (ホ) 北緯33度03分13.5秒 東経130度24分22.6秒の点 (ヘ) 北緯33度03分17.8秒 東経130度24分12.4秒の点 (ト) 北緯33度03分11.0秒 東経130度24分07.5秒の点 (チ) 北緯33度03分16.1秒 東経130度23分57.4秒の点 (リ) 北緯33度03分52.9秒 東経130度24分23.8秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第33号	福岡県明海漁業協同組合連合会	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分00.2秒 東経130度24分18.9秒の点 (ロ) 北緯33度02分28.2秒 東経130度24分04.0秒の点 (ハ) 北緯33度02分51.3秒 東経130度23分31.7秒の点 (ニ) 北緯33度03分14.4秒 東経130度23分55.0秒の点 (ホ) 北緯33度03分07.9秒 東経130度24分04.5秒の点 (ヘ) 北緯33度03分09.5秒 東経130度24分06.0秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第34号	福岡県明海漁業協同組合連合会	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度02分27.2秒 東経130度24分03.3秒の点 (ロ) 北緯33度02分09.2秒 東経130度23分51.7秒の点 (ハ) 北緯33度02分15.3秒 東経130度23分42.8秒の点 (ニ) 北緯33度02分27.9秒 東経130度23分35.2秒の点 (ホ) 北緯33度02分24.9秒 東経130度23分32.7秒の点 (ヘ) 北緯33度02分12.4秒 東経130度23分39.5秒の点 (ト) 北緯33度02分09.6秒 東経130度23分36.9秒の点 (チ) 北緯33度02分28.6秒 東経130度23分08.9秒の点 (リ) 北緯33度02分50.3秒 東経130度23分30.8秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第35号	福岡県明海漁業協同組合連合会	みやま市高田町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分31.9秒 東経130度24分52.9秒の点 (ロ) 北緯33度04分16.3秒 東経130度24分56.7秒の点 (ハ) 北緯33度03分53.6秒 東経130度24分32.2秒の点 (ニ) 北緯33度03分56.5秒 東経130度24分27.7秒の点 (ホ) 北緯33度04分40.4秒 東経130度24分42.7秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有区第36号	福岡県明海漁業協同組合連合会	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分31.6秒 東経130度25分12.6秒の点 (ロ) 北緯33度03分26.8秒 東経130度25分07.8秒の点 (ハ) 北緯33度03分51.9秒 東経130度24分32.2秒の点 (ニ) 北緯33度04分14.9秒 東経130度24分56.8秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第37号	福岡県明海漁業協同組合連合会	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分25.8秒 東経130度25分06.8秒の点 (ロ) 北緯33度03分09.0秒 東経130度24分50.0秒の点 (ハ) 北緯33度03分21.4秒 東経130度24分32.4秒の点 (ニ) 北緯33度03分34.5秒 東経130度24分37.1秒の点 (ホ) 北緯33度03分51.0秒 東経130度24分31.3秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第38号	福岡県明海漁業協同組合連合会	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分07.7秒 東経130度24分48.6秒の点 (ロ) 北緯33度02分49.4秒 東経130度24分30.3秒の点 (ハ) 北緯33度02分55.5秒 東経130度24分21.7秒の点 (ニ) 北緯33度03分09.0秒 東経130度24分25.4秒の点 (ホ) 北緯33度03分19.8秒 東経130度24分31.7秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第39号	福岡県明海漁業協同組合連合会	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度02分48.0秒 東経130度24分29.0秒の点 (ロ) 北緯33度02分30.7秒 東経130度24分11.8秒の点 (ハ) 北緯33度02分53.7秒 東経130度24分20.9秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第40号	福岡県明海漁業協同組合連合会	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分30.9秒 東経130度25分12.8秒の点 (ロ) 北緯33度03分20.4秒 東経130度25分16.6秒の点 (ハ) 北緯33度03分26.4秒 東経130度25分08.3秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有区第41号	福岡県明海漁業協同組合連合会	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分18.4秒 東経130度25分17.3秒の点 (ロ) 北緯33度02分51.8秒 東経130度25分14.2秒の点 (ハ) 北緯33度03分08.7秒 東経130度24分50.6秒の点 (ニ) 北緯33度03分25.4秒 東経130度25分07.3秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第42号	福岡県明海漁業協同組合連合会	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度02分50.4秒 東経130度25分13.1秒の点 (ロ) 北緯33度02分29.7秒 東経130度24分58.0秒の点 (ハ) 北緯33度02分49.0秒 東経130度24分30.8秒の点 (ニ) 北緯33度03分07.3秒 東経130度24分49.2秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第43号	福岡県明海漁業協同組合連合会	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度02分28.5秒 東経130度24分57.1秒の点 (ロ) 北緯33度02分04.6秒 東経130度24分41.1秒の点 (ハ) 北緯33度02分04.2秒 東経130度24分08.2秒の点 (ニ) 北緯33度02分06.4秒 東経130度24分02.0秒の点 (ホ) 北緯33度02分29.3秒 東経130度24分11.2秒の点 (ヘ) 北緯33度02分47.7秒 東経130度24分29.5秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第44号	福岡県明海漁業協同組合連合会	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度01分44.4秒 東経130度24分21.0秒の点 (ロ) 北緯33度01分19.9秒 東経130度23分50.5秒の点 (ハ) 北緯33度01分39.1秒 東経130度23分32.7秒の点 (ニ) 北緯33度01分54.2秒 東経130度23分50.8秒の点 (ホ) 北緯33度01分57.2秒 東経130度24分08.2秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第45号	福岡県明海漁業協同組合連合会	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度01分41.1秒 東経130度24分21.2秒の点 (ロ) 北緯33度01分21.3秒 東経130度24分43.6秒の点 (ハ) 北緯33度00分58.8秒 東経130度24分15.8秒の点 (ニ) 北緯33度01分04.1秒 東経130度24分10.3秒の点 (ホ) 北緯33度00分56.2秒 東経130度24分00.7秒の点 (ヘ) 北緯33度01分11.0秒 東経130度23分43.7秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有区第46号	福岡県明海漁業協同組合連合会	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度00分59.2秒 東経130度24分21.0秒の点 (ロ) 北緯33度00分40.6秒 東経130度24分29.0秒の点 (ハ) 北緯33度00分22.4秒 東経130度23分39.2秒の点 (ニ) 北緯33度00分27.5秒 東経130度23分36.6秒の点 (ホ) 北緯33度00分42.2秒 東経130度23分35.0秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第48号	福岡県明海漁業協同組合連合会	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯32度59分58.9秒 東経130度23分47.0秒の点 (ロ) 北緯33度00分08.4秒 東経130度24分28.7秒の点 (ハ) 北緯33度00分05.3秒 東経130度24分29.9秒の点 (ニ) 北緯32度59分55.8秒 東経130度23分48.0秒の点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第301号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市橋本町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度06分51.4秒 東経130度22分36.5秒の点 (ロ) 北緯33度06分48.1秒 東経130度22分43.2秒の点 (ハ) 北緯33度06分52.3秒 東経130度22分45.9秒の点 (ニ) 北緯33度06分55.7秒 東経130度22分38.5秒の点	第三種区画漁業	あさり地まき式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第302号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度05分21.1秒 東経130度23分46.8秒の点 (ロ) 北緯33度05分16.4秒 東経130度23分42.7秒の点 (ハ) 北緯33度05分15.7秒 東経130度23分42.1秒の点 (ニ) 北緯33度05分25.4秒 東経130度23分28.4秒の点 (ホ) 北緯33度05分28.9秒 東経130度23分33.8秒の点 (ヘ) 北緯33度05分25.6秒 東経130度23分39.2秒の点	第三種区画漁業	あさり地まき式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第303号	福岡県明海漁業協同組合連合会	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分42.8秒 東経130度25分10.9秒の点 (ロ) 北緯33度03分24.2秒 東経130度25分18.1秒の点 (ハ) 北緯33度03分15.4秒 東経130度25分20.6秒の点 (ニ) 北緯33度03分16.7秒 東経130度25分25.3秒の点 (ホ) 北緯33度03分24.8秒 東経130度25分22.9秒の点 (ヘ) 北緯33度03分43.0秒 東経130度25分15.2秒の点	第三種区画漁業	あさり地まき式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有区第304号	福岡県明海漁業協同組合連合会	柳川市橋本町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度07分23.4秒 東経130度22分06.5秒の点 (ロ) 北緯33度07分22.7秒 東経130度22分13.5秒の点 (ハ) 北緯33度07分14.6秒 東経130度22分12.0秒の点 (ニ) 北緯33度07分08.7秒 東経130度22分10.5秒の点 (ホ) 北緯33度07分09.3秒 東経130度22分03.8秒の点	第三種区画漁業	あさり地まき式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市、瀬高町及び高田町並びに大牟田市	
有区第305号	福岡県明海漁業協同組合連合会	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度01分39.5秒 東経130度24分57.5秒の点 (ロ) 北緯33度01分28.8秒 東経130度24分43.1秒の点 (ハ) 北緯33度01分36.6秒 東経130度24分34.9秒の点 (ニ) 北緯33度01分47.4秒 東経130度24分49.3秒の点	第一種区画漁業 第三種区画漁業	あさり養殖業 あさり地まき式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市、瀬高町及び高田町並びに大牟田市	